

アイ・ビー・エス協同組合 介護職員初任者研修事業 学則

第1条 (開講目的)

介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。

第2条 (研修の名称)

研修の名称は「アイ・ビー・エス協同組合介護職員初任者研修」とする。

第3条 (研修の課程及び形式)

研修課程及び形式は以下のとおりとする。

介護職員初任者研修課程 (通学形式)

第4条 (研修実施場所)

研修会場の所在地は、以下のとおりとする。

アイ・ビー・エス協同組合 研修室 (西条市三芳1535番地1)

第5条 (研修期間)

研修期間は概ね8か月以内とする。8か月以内に修了できない場合は退講したものとす

第6条 (研修の開講日程)

当組合が行う研修は別紙「日程表」のとおりとする。

第7条 (講師氏名)

研修を担当する講師は、別紙「講師一覧表」のとおりとする。

第8条 (受講資格)

受講資格は以下のものとする。

- (1) 概ね、16歳以上で、心身ともに健康であること
- (2) 講義日程について原則、全日程通学が可能であること

第9条 (受講定員)

受講定員は20名とする。

2 受講定員の内訳として、組合員企業の従業員が8割以上、組合員以外の一般受講者が2割以下の割合とする。

第10条（募集方法）

受講生の募集は以下のとおり行う。

- (1) 組合員へチラシ等書面での案内
- (2) 一般募集としてホームページ、チラシ等での案内

第11条（受講手続き）

募集期間は研修の指定を受けた日から開始するものとする。

- 2 受講希望者は、別紙「受講申込書」を組合事務局にて提出することで申込みとする。
- 3 受講者決定の方法は、原則として組合員企業の従業員を優先して先着順とする。組合員以外の一般受講希望者は、組合員企業従業員の受講者決定後に定員に達していない場合、組合員従業員受講決定者数の2割以下の人数を先着順にて決定するものとする。
- 4 組合員企業従業員の受講受付は開講日の7日前で締め切るものとする。ただし定員に達した時点で受講受付は終了する。
- 5 組合員以外の一般受講者の受講受付は開講日の5日前で締め切るものとする。ただし定員に達した時点で受講受付は終了する。

第12条（受講申込み時における本人確認）

運転免許証・パスポート・国家資格等の免許証又は登録証等、顔写真入りの証明書の提示により行う。提示できない場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の提出を求める。

第13条（使用テキスト）

研修に使用するテキストは以下のとおりとする。

テキスト名	発行元
介護職員初任者研修テキスト（第1分冊～第2分冊）	(株)QOLサービス

第14条（研修の修了認定の方法）

原則として、全科目の完全履修及び、筆記試験において70点以上の評定を修めた者を認定とし、修了証明書を交付する。

第15条（欠席の取扱い）

研修を欠席する場合は必ず研修開始前に事務局に電話等により届け出ることとする。なお、10分以上の遅刻、早退は欠席とする。

第16条（補講）

やむを得ない事情等により研修を欠席した場合、補講の受講により修了する。なお補講料の額は、1時間につき 1,500円（税別）とする。

第17条（再試験、再試験料）

筆記試験で70点未満だった者は、本人からの再試験申請により、当組合が指定する日時に再試験を実施する。なお、再試験料は、1回につき 5,000円（税別）とする。

第18条（受講料、テキスト代）

受講料及びテキスト代の額は以下のとおりとする。

受講料 27,000円（税別）

テキスト代 3,000円（税別）

第19条（受講料支払い後の返還の可否等）

受講者の都合による当講座の退講は、原則として支払い後の受講料等を返還しない。

第20条（個人情報の取り扱いについて）

受講生から取得した個人情報に関しては、運営管理目的と修了証の記載目的のみに使用する。なお、修了証名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により、愛媛県へ提出する。

第21条（秘密の保持について）

本研修に関連して知り得た個人情報（個人・施設等すべて）について、研修中及び研修後もその情報を漏らしてはならない。

附 則

この学則は、愛媛県知事から介護職員初任者研修事業として、指定を受けた日から実施する。